

区分(注)	氏名	フリガナ	職名
1号	奥野 省吾	オクノ ショウゴ	近畿管区警察局長
	菱沼 宏之	ヒシヌマ ヒロユキ	近畿総合通信局長
	関口 祐司	セキグチ ユウジ	近畿財務局長
	桐生 康生	キリュウ ヤスオ	近畿厚生局長
	木原 亜紀生	キハラ アキオ	大阪労働局長
	安東 隆	アンドウ タカシ	近畿農政局長
	國井 聡	クニイ サトシ	近畿中国森林管理局長
	三浦 章豪	ミウラ タカシ	近畿経済産業局長
	斎藤 秀幸	サイトウ ヒデユキ	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長
	見坂 茂範	ケンザカ シゲノリ	近畿地方整備局長
	金井 昭彦	カナイ アキヒコ	近畿運輸局長
	村田 有	ムラタ ユウ	大阪航空局長
	田中 宏明	タナカ ヒロアキ	近畿地方測量部長
	横田 寛伸	ヨコタ ヒロノブ	大阪管区気象台長
2号	伊藤 卓郎	イトウ タクロウ	第五管区海上保安本部 大阪海上保安監部長
	関根 達郎	セキネ タツロウ	近畿地方環境事務所長
3号	茂籠 勇人	モロ ハヤト	近畿中部防衛局長
	佐藤 真	サトウ マコト	陸上自衛隊第3師団長
4号	橋本 正司	ハシモト マサシ	大阪府教育委員会教育長
5号	向山 喜浩	ムカイヤマ ヨシヒロ	大阪府警察本部長
	森岡 武一	モリオカ タケカズ	大阪府副知事
6号	大中 英二	オオナカ エイジ	大阪府危機管理監
	谷口 友英	タニグチ トモヒデ	大阪府都市整備部長
	横山 英幸	ヨコヤマ ヒデユキ	大阪市長
	永藤 英機	ナガフジ ヒデキ	堺市長
	辻 宏康	ツジ ヒロミチ	大阪府市長会 会長
7号	田代 堯	タシロ タカシ	大阪府町村長会 会長
	橋口 博之	ハシグチ ヒロユキ	大阪市消防局長
	西尾 学	ニシオ マナブ	堺市消防局長
	塚原 隆夫	ツカハラ タカオ	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長
	中島 健至	ナカジマ タケシ	日本銀行 理事・大阪支店長
	大江 桂子	オオエ ケイコ	日本赤十字社 大阪府支部事務局長
	林 理恵	ハヤシ リエ	日本放送協会 専務理事・大阪放送局長
	安達 雅人	アダチ マサト	西日本高速道路株式会社 関西支社長
	田中 一史	タナカ カズフミ	阪神高速道路株式会社 取締役兼執行役員
	小幡 章博	オバタ アキヒロ	新関西国際空港株式会社 総務部長
	水口 英樹	ミズグチ ヒデキ	西日本旅客鉄道株式会社 常務理事近畿統括本部阪奈支社長
	小川 成子	オガワ ナリコ	西日本電信電話株式会社 執行役員関西支店長
	小方 憲治	オガタ ケンジ	日本郵便株式会社 常務執行役員近畿支社長
	吉田 乙雄	ヨシダ イツオ	大阪ガスネットワーク株式会社 供給指令部長
	植良 久幸	ウエラ ヒサユキ	日本通運株式会社 大阪支店 部長
	大野 健志	オオノ タケシ	関西電力送配電株式会社 地域コミュニケーション部長
	今瀬 博哉	イマセ ヒロヤ	KDDI株式会社 関西総支社 管理部長
	北島 政夫	キタジマ マサオ	大阪府土地改良事業団体連合会 会長
	南條 正幸	ナンジョウ マサユキ	関西鉄道協会 専務理事
	高井 康之	タカイ ヤスユキ	一般社団法人大阪府医師会 会長
	深田 拓司	フカタ ヒロツカ	一般社団法人大阪府歯科医師会 会長
	乾 英夫	イヌイ ヒデオ	一般社団法人大阪府薬剤師会 会長
	田中 照浩	タナカ ミツヒロ	公益財団法人大阪府消防協会 会長
	奥田 信幸	オクダ ノブユキ	株式会社毎日放送 報道情報局長
	大幸 雅弘	ダイコウ マサヒロ	朝日放送ラジオ株式会社 常務取締役
	中川 才助	ナカガワ サイスケ	一般社団法人大阪府トラック協会 会長
	松本 竜三	マツモト タツミ	大阪広域水道企業団 副企業長
弘川 摩子	ヒロカワ マコ	公益社団法人大阪府看護協会 会長	
8号	河田 恵昭	カワタ ヨシアキ	関西大学社会安全研究センター長 特別任命教授
	阪本 真由美	サカモト マユミ	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
	山地 久美子	ヤマヂ クミコ	大阪公立大学現代システム科学研究科客員研究員/神戸大学地域連携推進本部特命准教授
	鎌田 泰子	クワタ ヤスコ	神戸大学大学院 工学研究科 准教授
	関口 春子	セキグチ ハルコ	京都大学防災研究所 社会防災研究部門 准教授
	田中 夏美	タナカ ナツミ	大阪府婦人防火クラブ連絡協議会 会長
	吉邨 幸雄	ヨシムラ ユキオ	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長
山本 真奈美	ヤマモト マナミ	大阪府女性消防団員連絡会議 代表幹事	

(注)区分(災害対策基本法第15条第5項)

- 1号: 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 2号: 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 3号: 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 4号: 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長
- 5号: 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- 6号: 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 7号: 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 8号: 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者